

# 日本臨床腎移植学会

## 臨床研究奨励制度規定施行細則

### (第9条細則)

選考委員会は採択された課題について共同研究者を公募し、筆頭研究者と協議して数名の共同研究者を決定する。選考委員長はその結果を理事会、評議員会に報告する。

採択は年間1課題、2年間で最終報告をまとめることを原則とする。

応募課題は、多くの学会員が臨床腎移植の分野で回答を期待するようなテーマを中心とし、多施設共同で取り組み、臨床腎移植分野の発展に寄与するものを原則とする。

研究開始に際しては、筆頭研究者および代表研究者の所属施設において、倫理委員会の承認を受けて開始することにする。

### (第10条細則)

研究奨励金は年間100万円で2年間、総額200万円とし、1年修了時に、年次総会で中間報告、2年修了時に最終報告を行う。筆頭研究者は最終報告を学会誌（発刊予定）に掲載する。

筆頭研究者は研究奨励金の使途について報告書を作成し、最終報告後に事務局に送付するものとする。

付則：本施行細則は平成25年の選考（平成26年1月から施行）から適用する。